厚生労働大臣が定める掲示事項

◆　入院基本料に関する事項

当院では、１日の入院患者人数に対する看護職員を以下のとおり配置し、交代で２４時間看護を行っております。なお、病棟・時間帯・休日等で看護職員の配置が異なります。
病棟において届出を行っている入院基本料は以下のとおりです。

病棟ごとの看護職員配置について

各病棟で1日に勤務する看護職員数、および看護職員1人あたりの担当患者数は次のとおりです。

病棟	1日に勤務する看護職員数	時間	看護職員1人あたりの担当患者数
◆ 急性期一般入院料1･･･入院患者7人に対して看護職員1人以上(7対1)			
南4階病棟	20人以上	8時30分～17時15分 17時00分～9時00分	3人以上 9人以上
◆ 急性期一般入院料1･･･入院患者7人に対して看護職員1人以上(7対1)			
南5階病棟	22人以上	8時30分～17時15分 17時00分～9時00分	3人以上 9人以上
◆ 緩和ケア病棟入院基本料1･･･入院患者7人に対して看護職員1人以上(7対1)			
南6階病棟	11人以上	8時30分～17時15分 17時00分～9時00分	2人以上 7人以上
◆ 地域包括ケア病棟一般入院料2･･･入院患者13人に対して看護職員1人以上(13対1)			
北4階病棟	13人以上	8時30分～17時15分 17時00分～9時00分	4人以上 15人以上
◆ 療養病棟入院料1･･･入院患者20人に対して看護職員1人以上(20対1)			
北5階病棟	11人以上	8時30分～17時15分 17時00分～9時00分	4人以上 12人以上

令和7年4月1日現在

◆　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体的拘束の最小化について

当院では、入院の際に医師や看護師をはじめとする関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、入院後７日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援および身体的拘束の最小化についての基準を満たしています。

◆　入院時食事療養について

当院では,「入院時食事療養Ｉ」の届出を行っています。入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食 8：00、昼食 12：00、夕食 18：00)、適温で提供しています。

・入院時食事療養費の標準負担額（1 食につき）

一般（70 歳未満）	70 歳以上の高齢者	標準負担額（1 食当たり）
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	**510 円**
●低所得者 （住民税非課税）	●低所得者 II	９０日までの入院　**240 円** 91 日以降の入院　**190 円**
該当なし	●低所得者 I （老齢福祉年金受給権者）	**110 円**

◆　入院時生活療養費・生活療養標準負担額について

生活療養とは、主に 65 歳以上の方が長期入院などで療養病床に入院した場合に提供される、食事や日常生活に必要なサービス（食事の提供、適切な療養環境の維持など）を指します。生活療養にかかる費用は「生活療養標準負担額」として、患者様に一定額をご負担いただきます。

区分	食費（1 食あたり）	居住費（1 日あたり）
一般所得者	510 円	370 円
低所得者 II（住民税非課税世帯）	240 円	370 円
低所得者 I （住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下）	140 円	370 円

◆　明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

◆　基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の施設基準・特掲診療料に関する届出については、別掲の「施設基準一覧」をご覧ください。

◆　保険外負担に関する事項

当院では特別室使用料、予防接種料、証明書、診断書等につきましては、保険診療とは別に実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

◆　保険外療養費について　※一覧表

・初診時選定療養費

他の医療機関等からの紹介によらず来院された場合は、初診に係る費用として 1,100 円の負担を願います。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合にあってはその限りではありません。

・180 日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院日数が 180 日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を実費負担していただきます。

特別料金の金額（1 日につき）2,720 円（税込）

・医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療

◆ 長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項については、下記を参照してください。

患者のみなさまへ

令和６年10月からの
医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※QRコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

岐阜・西濃医療センター
岐北厚生病院